

## 平成 30 年第 6 回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	平成 30 年 7 月 24 日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時及 び宣告	開会 平成 30 年 7 月 24 日 午前 9 時 30 分 議長 舟根 功 閉会 平成 30 年 7 月 24 日 午前 11 時 30 分 議長 舟根 功					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	大坪 省三	出席	8	日野 茂	出席
	2	村田 牧子	出席	9	西田 征司	欠席
	3	温水 吾郎	出席	10	林 花美	出席
	4	片岡 照光	出席	11	瀬川 博	出席
	5	池田 政隆	欠席	12	千葉 弘輝	出席
	6	張間 真之	出席	13	舟根 功	出席
	7	井上 秀幸	出席			
会議録署名委員	瀬川 博			千葉 弘輝		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	原 英伸	書記	高野 直之
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 報告第 2 号 あっせん報告について 議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について（議事参与案件） 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について（議事参与案件） 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 5 号 現況証明願いについて					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 在任委員 13 名、出席委員 11 名、池田委員と西田委員から欠席の報告がありました。出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 6 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 13 条の規定により 11 番瀬川委員、12 番千葉委員の両名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号. 会長の動向についてですが、7 月 17 日から 18 日にかけて農業委員の研修旅行をみなさんとともに行っております。委員及び事務局で総勢 13 名の参加となりました。本研修で学んだことなどを今後の委員会の活動に生かしていければと考えております。大変お疲れ様でした。

日程第 3. 報告第 2 号. あっせん報告について上程いたします。平成 30 年 5 月 25 日開催の第 4 回総会であっせんすることに決定しておりました件について、千葉委員より報告願います。

千葉委員 あっせん報告をいたします。平成 30 年 5 月 25 日開催の第 4 回農業委員会総会であっせんすることに決定していた●●●●さんから申し出があった農地の賃借に係るあっせんについて報告いたします。相手方を 3 名とし、調整した結果、●●●●さんは、賃借面積●●●●㎡、賃借料●●●●円、●●●●さんは賃借面積●●●●㎡、賃借料●●●●円、●●●●さんは賃借面積●●●●㎡、賃借料●●●●円で成立しましたので報告いたします。以上です。

議長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。無いようですのであっせん報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。あっせん報告を了承することといたします。

日程第4. 議案第1号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、先ほどあっせん報告のあった●●●●さんと●●●●さん及び●●●●さんの賃貸借につき農用地利用集積計画により成立させるものであります。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。  
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)  
全員異議なしと認めます。  
本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第5 議案第2号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。なおこれは●●●●委員に関する案件であるため退席願います。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件も先ほどあっせん報告のあった●●●●さんと●●●●さんでの賃貸借につき農用地利用集積計画により成立させるものであります。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。

計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第 6. 議案第 3 号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。なおこれは●●●●委員に関する案件であるため退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、農地保有合理化事業により公社所有の農地を●●●●さんに貸しておりましたが、来たる 9 月 26 日をもって賃借期間が満了するため、公社から●●●●さんに売買する集積計画であります。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。  
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第 7. 議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、農地法第 4 条の許可申請であります。平成 30 年 7 月 13

日付けで●●●●さんから牛舎等を設置したい旨の申請がありました。(以下、議案及び説明資料により説明)

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

大坪委員 審査表というのは、農業会議へ意見を求めるときに添付するのですか。

それから3ページの(3)の理由について、当該農地を選択したのでやむを得ないということなのですが、手続きに沿って転用されていて、設置は可だと思うのですが、やむを得ないという言葉の意味はあるのですか。適当であるという言葉にはならないのですか。

局長 審査表については、農業会議には添付いたしません。諮問するにあたって、必要な書類の様式が別途定められておりますので、それを作成する形で書類を送る形になります。

それから、やむを得ないという表現なのですが、意図としては農用区域内の農地であるので、そこをあえて農業用施設にするにあたって一番適地であると、事業者も事務局としても判断したので、本来農地を農地外にするのは好ましくないのですが、一定の手続きを例外許可でやれるので、この部分はそういう意味で、やむを得ないという解釈・意味合いで、この言葉を使わせていただきました。

温見委員 積極的にここ、というわけではなく、やむを得ずということですね。

局長 農地外では難しいと、だからあえて農地をつぶして、そこに●町●反ほどの転用をしたいと。法的には好ましいことではないのですが、例外許可に該当するのでしかたないでしょう、そういう意味で、やむを得ないという書き方をさせていただいたということでもあります。

大坪委員 やむを得ないというのは本来好ましくないのだけでも、事業者もこの場所しかない。法手続きに乗っ取って転用を行うと。農業委員会としても精査した中で、この土地しかないだろうという判

断になるだろうと思うので、そう考えると何ら問題ないので、適当であるということの方がいいのかなと思ったので。ここだけの資料だということなので、了解をしました。

質疑を打ち切ります。

本件は、現地確認が必要ですので審議を保留いたします。

日程第8. 議案第5号現況証明願いについて議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は7月13日付けで●●●●の●●●●さんから現況証明願いがあったものであります。地目変更をして植林を考えているとのことであります。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
本件は、現地確認が必要ですので審議を保留いたします。  
それでは、現地確認のため休憩といたします。

議長 休憩を解きまして会議に戻します。  
審議を保留にしていた議案第4号農地法第4条の許可申請について審議します。  
この件について意見を求めます。林委員。

林委員 ただいま現地を見てきましたが、許可してよろしいかと思いません。

議長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は、許可相当であるとして北海道農業会議に諮問することといたします。なお、農業会議から許可相当の答申があった場合、会長専決により許可することにご異議ございま

せんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、会長専決により処理することといたします。

続きまして、議案第5号現況証明願いについて審議します。この件について意見を求めます。片岡委員。

片岡委員 議案第5号の現況証明願いですが、先ほどみんなで見えてきたのですが、現況は畑であるということで、これから畑として活用する見込みがあるのではないかと思いますので、現況証明は発給できないと判断します。

議長 ただ今の意見は、農地であり地目変更はできないため証明書を発給しないという意見ですが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本件は、現況は農地であるため地目変更はできない旨相手方に通知することといたします。

以上で全議案が終了いたしました。これで第6回農業委員会総会を終了いたします。